

令和元年度独立行政法人自動車技術総合機構契約監視委員会 議事概要

日 時：令和元年6月24日（月） 14時00分～

場 所：本部5階 第2会議室

出席者 委 員 島田委員、石津委員、草鹿委員、中村委員
機 構 理事長、交通安全環境研究所長、総務担当理事、総務部長、企画部長、
検査部長、総務部参事役、会計課長

議 事

- (1) 一者応札・応募となった契約について
- (2) 新規の随意契約について
- (3) 平成30年度調達等合理化計画自己評価及び令和元年度調達等合理化計画策定の点検

委員長互選

独立行政法人自動車技術総合機構契約監視委員会設置規程第4条の規定に基づき、委員の互選により島田委員が委員長に選出された。

審議概要

一者応札・応募となった契約については、改善に向け公告期間の十分な確保、業務等準備期間の確保、仕様書内容の見直し等の観点から、調達等合理化計画の自己評価及び策定に対する点検については、重点的に取り組む分野として定めた内容について、実績等を説明後、審議が行われた。

主な意見等

- ・ 検査用安全靴の購入について、過去の調達において落札者と次点の業者の価格差が大きく、他者の参入が困難であったと判断される。
- ・ 検査用安全靴の基準を満たした商品の量販店価格、インターネット価格等、引き続き広く情報を収集し、入札という手段をとることにより、高い価格とならないよう引き続き注意が必要。
- ・ 事務用什器の購入について、仕様が詳細過ぎるため、業者が選定を困難と考えたと思われる。仕様説明の改善が必要。
- ・ 事務用什器を扱う販売店は複数あると考えられるので、一者応札となった理由と対策について更なる調査・検討が必要。
- ・ 事務用什器の購入に対して検討された今後の措置（同等品の検討が容易な仕様策定、公告期間の延長を検討）について、次年度以降効果の検証が必要。
- ・ 自動車検査用機械器具の保守管理業務について、当該機器を製造した事業者以外の参入は困難と認められるので、適正な処理と認める。